

発行所(郵便番号100)
 東京都千代田区丸の内2-4-1
 丸の内ビルディング781号室
 社団法人スウェーデン社会研究所
 Tel (212) 4007-1447
 編集責任者 高須裕三
 印刷所 関東図書株式会社
 定価100円(年間購読料千円)
 1973年9月25日発行
 第5巻 第9号
 (毎月1回25日発行)
 昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 5 No. 9

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
 (The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
 Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan



グスタフ六世 アドルフ

スウェーデン国王ご逝去

His Majesty King Gustaf VI Adolf
 of Sweden Passed away

グスタフ六世 アドルフ スウェーデン

国王には、去る9月15日逝去されました。

ここに、ご生前の偉業をたたえつつ、心より弔意を表します。

小売業および消費協同組合に

関する日瑞比較

A comparative study on retail trade and consumers' co-operative union in Sweden and Japan

日本大学経済学部教授 内藤英憲

Prof. Hidenori Naito

世界的な流通革命の嵐の中で、スウェーデンも多聞にもれず、流通面でその構造改革が続いている。たとえば、小売業店舗数をとってみると、1963年の7万1,000から1970年には4万9,000へと激減している。

しかしながら、スウェーデンの小売業に関しては、もう一つ特記すべき事情がある、それは、周知の消費協同組合のめざましい展開である。消費協同組合運動は、その構造変革のイニシアチブをとっているばかりでなく、この激変の10年間にお

No. 9 目 次

グスタフ六世 アドルフ スウェーデン国王ご逝去	1
小売業および消費協同組合に関する日瑞比較	内藤英憲 1
スウェーデンの所得保障について	戸川佳和 4
スウェーデンより便り	8
スウェーデン短信	9
ある高校生よりの質問	11
活動メモ	12

いて、その市場シェアを14.3パーセントから18.0パーセント¹⁾とかえって増加させているのである。

国民が実際にうけとる財貨やサービスの大小は、ただちに国民の実質所得とつながるものであるから、自助によって流通面を合理化していこうとするこの様な消費者運動は、国民の経済的福祉にとって、極めて有意義なものといわねばならない。

さてこの4万9,000というスウェーデン小売店舗数の現状はというと、1970年の人口804万との釣合いからいえば、人口1,000人当たり6.1店舗ということであり、甚だ粗である。わが国は、1970年で人口1億0,388万、店舗数143万7,000であるから、人口1,000人当たり13.5店舗であって、はるかに密である²⁾。かような彼我の粗密の差は、また国土の広狭との対比からもいえるであろう。

したがって、スウェーデンでは、わが国より大型の店舗が多い。もちろん数の上からいえば、年売上高50万クロノール以下の小零細店舗がなお67パーセントを占めているが、売上高シェアでいえば、これら小零細店舗は、小売業総売上高の18パーセントを占めるに過ぎないのであって、大部分の売上高は新形式の大きな店舗によって達成されているのである。すなわち、デパートメント・ストアが売上シェアの20パーセントを占め、スーパーマーケットが50パーセントを占める。とくに食品では、92パーセントがセルフサービスの店舗で売られている³⁾。これに反し、わが国の場合は、1970年の統計でセルフサービス店の市場シェアは9.0パーセント、デパートメント・ストアのシェアは20パーセント、スーパーマーケットのシェアは5パーセントに過ぎない⁴⁾。

要するに流通革命の主眼である太く短いパイプは、わが国ではまだ充分行き互っていないが、スウェーデンにおいては、卸売業務の合理化とあいまって、既にかなりの進行をみせているといえよう。

前記のように、こういう情勢のもとに、スウェーデンでは、スウェーデン第一の事業体、消費協同組合連合会KFを背景に消費者運動は、卒先合理化をリードしているわけであって、卸売業務から製造業までわたる広範囲の活動に加えて、配送センター、冷蔵庫、包装設備、割賦販売など新分野にも鋭意力を注いでいる。

それであるから、その店舗も一般民間部門にさ

きんじて、コンスム、ドームスおよびオプスなど、ユニークな諸形式を完成している。コンスムは一つは食品店であって、店舗数2,070とこれが消費協同組合店舗の大部分を占める。売上高も33億1,100万クロノールと協同組合全売上の38.1パーセントの大きな比重をもっている。いうならば、全国のあらゆる地方にまで浸透している典型的な協同組合店舗がこれである。平均売場面積は140平方メートルであり、決して零細店舗ではない。コンスムのもう一つはスーパーマーケットであり、店舗数188、売上高10億0,300万クロノール、消費協同組合店舗全売上に対するウェイトは11.5パーセントである。スーパーマーケットは食品以外の若干の最寄品もとりあつかい、その平均売場面積は510平方メートルである。

ドームスは、非食品やレストランを含む百貨店であって、売上高34億2,700万クロノール、消費協同組合売上の39.4パーセントと最大の構成分子である。少くとも数千平方メートルの売場面積をもち、市街地の中心部にあり、その数は約160である。1956年に発足したが、急速に全国に普及した自慢の形式である。

オプスは、要するにディスカウント・ハウスであるが、とにかく安いということを第一の目途としている。この特徴は店舗が超大型であること、500台以上にもおよぶパーキング・エリアをもっていること、郊外にあることなどであるが、時流にのって1963年に登場して以来急速に発展中の形式である。現在その数は13であるが、30位までは増加するだろうといわれている⁵⁾。

かくして、スウェーデンにおける消費協同組合運動の実績は、とてもわが国の比ではない。わが国にも灘神戸生活協同組合など、立派な業績をあげている例もあるが、それはやはり一部でしかないのであり、全体としては遠く及ばないのは明らかである。

具体的な諸側面に関し、彼我の比較を行なってみよう。まず小売業における消費協同組合の市場シェアは、スウェーデンでは小売売上412億0,300万クロノール、消費協同組合売上86億9,800万クロノール（いずれも1971年）で21.1パーセント⁶⁾であり、日本では、小売業総売上20兆2,345億、消費協同組合売上2,171億、1.1パーセントである。みられるようにひと桁違えばかりでなく、わが国

のシェア伸び率は、年0.1パーセント程度と問題にならない⁷⁾。

組合数は、スウェーデン 216、日本 994 であるが、これは数が多ければそれだけ発達しているのだという性質のものでないことは明らかである。

専従職員数はスウェーデン 38,949 人 (1970 年)、日本 30,318 人 (1970 年) であるが、スウェーデンと日本との人口比率を考えると、わが国はやはりはるかに劣っている。

消費協同組合の組合員数にいたっては、スウェーデンの 160 万 5,000 (1970 年) というのは、人口の 20 パーセント強であり、家族のうち 1 人がメンバーとなっておれば、その家族全員が、消費協同組合を利用するわけであるから、この数字は家計単位でいえば、実に全世帯の半分が、消費協同組合を利用することを示しているのであって、わが国の組合員数も 473 万と決して少なくない数であるとはいえ、比較すればやはり彼が勝るといわざるをえない。

しかも会員数ばかり多くても、利用高がなければ、消費者運動が浸透しているとはいえない道理であって、この点を考慮に入れると彼我の差は更に大きくなる。すなわち、スウェーデンでは組合員 1 人当たり利用高は、年額 5,222 クロノール (33 万 4,208 円) と多額であるのに比べて、わが国は組合員 1 人当たり利用高は年額 7,101 円であり、比較すべくもないのである。

労働力不足、人口の都市への集中、自家用車の普及等によって、ひきおこされた流通革命が、スウェーデンにおいていかに展開しているかは上記の如くであるが店舗数の激減にみられるような、また消費協同組合の発展にみられるようなドラスチックな展開が、なぜかような速さでみられるにいたったかについては、またいくつかの促進要因が考えられよう。

まずスウェーデン人の嗜好が比較的平板であり、量販店の進出を容易にしたということがある。そして、それには個人所得がいたって平準化していることも影響しているといえよう。また雇用者と雇主の間の所得格差が少ないことも 1 つの要因としてかぞえられる。つまり無理をして雇主の地位にとどまったとしても、少くとも経済的にはそれほどほどのメリットはないからである。さらにスウェーデン人の合理的性格ということもある。7 年余の間に 7 万 1,000 から 4 万 9,000 へという小規模

店舗の急減は、わが国なら大問題となるところであるが、スウェーデン社会では、その方が合理的なのだという理解があり、その駆逐を冷静にうけとめている風があるのである。

結局のところ、スウェーデンにおける流通革命の急激な進展は、非能率的な旧式小規模店舗の温存と、消費協同組合を中心とする能率的な新式大型店舗の発展との間の選択に直面したスウェーデンの消費者大衆が、諸般の理由から新式大型店舗を選択した結果だということができる。逆にわが国のそれほどでもない流通革命の展開は、社会がそのような割切った選択をしないからだといえる。

しかしながら、だからといって、われわれは彼が是であり、我が非であると軽々には判断できないであろう。とくに消費者志向のマーケティング・チャネルという見地からすれば、太くて短いパイが最善とはいえない場合もあるからである。

ただ、スウェーデンにおいては、消費者大衆がそれを選択したが故に、現在の状態がもたらされていることは明らかな事実であり、インフレ配の今日、物価抑止力の方向として、彼の選択が、われわれにとって応分の示唆を与えることだけは確かなように思われる。

注

- 1) J.W.Ameo, Without Boundaries, 1971. p. 213.
- 2) 国連統計年鑑。
- 3) Stenska Institutet, The Distributive Trades in Sweden, 1971. Statistisk årsbok, 1971.
- 4) 日本経済新聞社「流通ハンドブック」p. 1219. 佐藤肇「流通産業革命」。
- 5) Ames, Ibid., p.37. The Distributive Trades.
- 6) 注 1) のシェアは分母が消費支出であるので若干小さく出ている。
- 7) 日本生活協同組合連合会「生協の経営統計」46 年版。

スウェーデンの所得保障について

神奈川県民生部主事 戸川 佳和

Mr. Yoshikazu Togawa Department of Welfare

Kanagawa Prefectural Government

本稿は、戸川主事が、同県の第3回海外派遣研修生として、昭和46年9月から11月まで2ヶ月間スウェーデンで老人福祉の研究調査をされた結果をまとめられたもので、神奈川県民生部編「民生部福祉時報」（昭和48年）No. 15の第4章～第6章より、同主事のご好意により転載させていただいたものでありまして今回はその第4回目で、第6章に当たります。

国民年金制度（基本年金Basic Pension）が発足したのは1913年であったが、財源は保険料だけだったので年金額は少なかった。第2次大戦後、主要財源を国の一般会計と地方自治体から賄うことにし、また年金額も物価水準にスライドすることとなった。この年金制度は、①すべての者に、②保険料納入の有無にかかわらず、③前収入及び財産に無関係に一律の年金額を、支給するものであるため、それ以上の年金額を欲する者の要求に答えて、払込んだ保険料と払込み期間に応じた年金額を受給できる国民補足年金制度（National Supplementary Pension Scheme）を設けた。この両年金制度は、老人、障害者、児童、及び未亡人を対象とした総合的な所得保障制度なので、老人を対象とした老齢年金に限定しないで全般について述べることにする。

第1節 基本年金

1 受給者

一定条件を備えた次のものが受給者となる。

- (1) スウェーデン在住のスウェーデン国籍を有する者
- (2) 外国居住のスウェーデン人で62歳になるまでの5年間、国勢調査のために登録されていた者
- (3) スウェーデン居住の外国人（但し、その外国人の所属する国とスウェーデンとの間で社会保障協定を締結している場合に限る。）

2 基本額

受給額を計算する場合、消費者物価水準に応じて変動する「基本額（Base Amount）」というものを設定している。この基本額は消費者物価指数が、前回は基本額の変更をして以来少なくとも3%上昇した場合にのみ変更される。1971年1月

の基本額は6,400クローネである。

3 年金の種類と特殊手当

年金の種類としては、①老齢年金（old age pension）、②早期退職年金（early retirement）、③家族年金（family pension（widow's and children's pension）、④身体障害者補償金（disability compensation）がある。

(1) 老齢年金

ア 受給対象者と年金額

「1. 受給者」で述べた資格要件を具備するもので、原則として67歳以上のものは次表の区分により年金額を受給する。

受 給 対 象 者	年金額（年額）
1. 単身者の場合	6,210クローネ
2. 配偶者が年金受給者でない場合	
3. 配偶者の年齢が67歳に達していない場合	
4. 配偶者が早期退職年金を受給している場合	4,830クローネ
5. 配偶者が老齢年金を受給している場合	
6. 配偶者が67歳以上の場合	
7. 早期退職年金の $\frac{3}{5}$ を受給している場合	5,290クローネ
8. 早期退職年金の $\frac{1}{5}$ を受給している場合	5,520クローネ

イ 増額又は減額受給

(ア) 増額受給

67歳を過ぎてから受給申請すれば、受給額は受給を延ばした月の分だけ（但し70歳まで）0.6%増加する。

(イ) 減額受給

67歳以前に希望すれば受給できるが、63歳未満では受給できない。67歳以前に支払われる年金の月額が67歳になるまでのすべての月について0.6%ずつ減額される。

ウ 特殊手当

老齢年金受給者は一定条件のもとに次の手当を受給できる。

(ア) 妻手当 (supplementary allowance for the wife)

老齢年金受給者の妻が60歳以上67歳未満で、かつ原則として少なくとも5年以上結婚生活をしている場合、収入審査により受給権が与えられる。但し、妻が年金受給者の場合は除かれる。年額4,071クローネ。

(イ) 児童手当 (supplementary allowance for the children)

老齢年金受給者またはその妻に16歳以下の子どもがいる場合は、子ども1人につき1,725クローネ(年額)が支給される。但し、児童が基本年金制度の児童年金を受給している場合は、支給額は690クローネとなる。

(ウ) 障害手当 (supplementary disablement allowance)

老齢年金受給者が盲目になったり、自分で身の廻りの世話ができなくなって毎日他人の援助を必要とする場合に支給される。但し、支給原因たる障害は63歳以前に生じたものでなければならない。年額2,070クローネ。

(エ) 住宅手当 (municipal housing allowance)

67歳以上の老齢年金受給者に対してコミュニティが収入審査をしたうえで支払うものであり、その額はコミュニティにより異なる。ウツデバツラ・コミュニティの民生局長が、同コミュニティでは年金受給者住宅に居住している老齢年金受給者に住宅手当として月額250クローネを支払っているが、それをそのまま家賃(250クローネ)として納入させていると笑いながら説明してくれた。

エ 年金の補足

1969年、国民年金法の改正により創設された手当で、国民補足年金制度(P,60参照)による年金をまったく受給していないか、または少額しか受給していない者に、法改正時より将来

に向かって10年間「年金の補足(pension supplement)」として支給されることになった。年額621クローネ。

(2) 早期退職年金

ア 受給対象者と年金額

受 給 対 象 者	年金額(年額)
1. 単身者の場合	6,210クローネ
2. 67歳以下の非年金受給者と結婚している場合	
3. 配偶者が早期退職年金または老齢年金を全額受給している場合	4,830クローネ
4. 配偶者が67歳になった場合	
5. 配偶者が早期退職年金の $\frac{2}{3}$ を受給している場合	5,290クローネ
6. 配偶者が早期退職年金の $\frac{1}{2}$ を受給している場合	5,520クローネ

「1.受給者」で述べた資格要件を具備するもので、身体的障害、精神的障害または疾病のため労働能力が永久、又は少なくとも $\frac{1}{2}$ に減退した16歳以上の者は、第12表の区分に従って受給できる。但し、第12表の年額は労働能力の喪失の程度により第13表のとおり減額支給される。

労働能力の喪失程度	支給額
1. 労働能力を全部又は $\frac{1}{2}$ 喪失した場合	第13表に示す額のとおり
2. 労働能力を $\frac{1}{3}$ 以上 $\frac{1}{2}$ 未満喪失した場合	〃 $\frac{2}{3}$
3. 労働能力を $\frac{1}{4}$ 以上 $\frac{1}{3}$ 未満喪失した場合	〃 $\frac{1}{2}$

イ 特殊手当

早期退職年金の受給者は一定条件のもとに「妻手当」、「児童手当」、「傷害手当」及び「住宅手当」を受給できる。これらの手当の年額及び支給条件は「(1)老齢年金」で述べたものと同じである。但し、「傷害手当」については、さらに次の3つの条件、

- ① 早期退職年金を全額の $\frac{1}{2}$ または $\frac{2}{3}$ を受給し、
- ② かつ就職している(学生も含む)が
- ③ 障害の故に他人の援助を相当必要とするか、または仕事のための移送等について多額の経

費がかかる。寡婦年金の受給期間が満了するまで

を満たしているときにも支給される。

ウ 年金の補足

「(1)老齢年金」の「エ、年金の補足」に同じ。

(3) 家族年金

この年金は寡婦年金 (widow's pension) と児童年金 (children's pension) に分かれる。

ア 寡婦年金

寡婦年金は、1960年7月以降未亡人になった場合は資産調査なしに支給されるが、それ以前に未亡人になった場合はコミュニンの住宅手当を支給するときと同じように資産調査をした後支給される。しかし、夫が①1958年7月1日～1959年6月30日、または②1959年7月1日～1960年6月30日の間に死亡したときは資産調査なしに保償額を支給される。支給額は、前者の期間にあっては資産調査をしなかったら寡婦が受給したであろう年金額の半、後者の期間にあってはその額の倍である。ここでいう寡婦には、内縁関係にあった婦人や未婚の母も含まれる。寡婦年金額は第14表に示すとおりである。

第14表

寡婦年金受給一覧表

受給対象者	年金額(年額)
1. 16歳以下の子どもと生活している未亡人	6,210クローネ
2. 夫の死亡時に50歳以上で、少なくとも5年間結婚生活をしてきた寡婦	
3. 16歳以下の子どもと生活しなくて、夫の死亡時に36歳以上～50歳未満だった未亡人。但し夫が死ぬときまで少なくとも5年間結婚生活をしてきたことが必要	50歳になるまで毎年 $\frac{1}{15}$ ずつ減額される

寡婦が67歳になると、寡婦年金は老齢年金に切りかえられる。寡婦年金の受給権は再婚により喪失するが、再婚が5年以内に解消されれば再び受給権が生ずる。

イ 児童年金

16歳未満の児童(養子を含む)は、親の死亡により児童年金の受給権を与えられる。支給額

は次のとおりである。

(ア) 片親が死亡した場合、年額1,725クローネ

(イ) 両親が死亡した場合、年額2,415クローネ

(4) 身体障害者補償金

16歳以上で早期退職年金の受給権が生じない程度の身体障害者であって、就職しているか学生であれば支給される。年額4,140クローネ。

さらに援護を必要としない者に対する支給額は2,070クローネである。

(5) 児童養育手当

(4)で述べた者と同程度の身体障害をもつ16歳未満の児童で、相当な期間特殊養育を必要とする者には、児童養育手当(child care allowance)が支給される。年額4,140クローネ。

(6) 傷病給付

労働能力の減退が永久ではないが、相当な期間続くものと考えられる場合は、傷病給付(sickness benefit)が一定期間支給される。支給額は早期退職年金と同じである。

第2節 国民補足年金

1 制度の成立と経過規定

国民補足年金法は1960年に施行され、1963年1月から支給が始まった。但し次のような経過規定がある。

(1) 完全年金は1914年以降に生れた者のみ支給される。

(2) 退職年金は1895年以前に生れた者には支給されない。

(3) 家族年金は1961年以前に死亡した場合に支給されない。

(4) 傷害年金は1961年以前に生じた傷害については支給されない。

2 受給資格

スウェーデン国民でもスウェーデン在住の外国人でも一定年数一定の所得があれば受給権がある。但し、雇用労働者以外の者、例えば経営者や自営業者はこの年金制度から脱退できる。

3 保険料の支払いと控除

保険料は雇用労働者にあつてはその者の所得のなかから使用者が、またその他の職業に従事している者にあつては自分で納入する。

保険料算定上の所得控除は、雇用労働者には認められないが、その他の職業に従事している

者は地方社会保険事務所に申請すれば認められる。1966年7月30日以降、既婚者の控除を認めるには配偶者の承認が必要となる。控除は申請のあった翌年からなされ、少なくとも5年間は有効である。控除がなされれば控除額は年金収入には含まれないから、控除がなければその部分に課せられることになっていた保険料の支払い義務がなくなる。従って控除をすれば年金を受給するとき、それだけ減額されることになる。

4 基本額

国民補足年金制度においても物価水準に応じて変動する「基本額」を設定し、これによって受給額を決定する。従って、年金額は常に購買力をもつことになる。最近における「基本額」の変動状況は次のとおりである。

年	月	基本額
1969年	8月 ~ 1970年2月	6,000
1970年	3月 ~ 7月	6,300
1970年	8月 ~ 1971年1月	6,400
1971年	2月	6,700
1971年	3月 ~ 1971年10月	6,900

5 年金有資格収入

年金有資格収入は毎年1月の基本額との関係で決められる。年金有資格収入をP、基本額をBとすると

$$B < P \leq 7 \frac{1}{2} B$$

〔例1.〕 1970年の給与所得が24,000クローネの給与所得者の場合、年金有資格所得は
 $24,000 - 6,000 = 18,000$ クローネ
 (基本額)
 となる。

〔例2.〕 1970年の給与所得が48,000クローネの給与所得者の場合

$$48,000 - 6,000 \times 7 \frac{1}{2} = 3,000 \text{クローネ}$$

は年金有資格収入にはならない。

$$\text{従って、} 6,000 \times 7 \frac{1}{2} - 6,000 = 39,000 \text{クローネが年金有資格収入となる。}$$

6 年金点数と支給額の計算

年金有資格収入があったすべての年について年金点数が積みたてられる。年金点数は歴年の当初に年金有資格収入を基本額で除することによって得られる。例えば所得24,000クローネの者は、基本額を6,000クローネとすると年金有

資格収入が18,000クローネとなるから年金点数は
 $18,000 \div 6,000 = 3.0$ となる。

完全年金は年金点数を30年間積み立てなければならぬが、減額年金は数年間積み立てるだけで支給される。

支給額は積み立てられた年金点数の年間の平均値で決定される。年金点数が15年以上積み立てられれば、最も収入の多かった15年間の平均値を使用する。

退職年金の支給額は年金点数に基本額を乗じて得られた額の60%である。例えば年金点数の平均値を3.2、基本額を6,400クローネとすれば、支給額は
 $3.2 \times 6,400 \times \frac{60}{100} = 12,288$ クローネ
 (年額)となる。

7 年金の種類

年金の種類としては、①退職年金(retirement pension)、②障害年金(disability pension) ③遺族年金(family pension)、④傷病給付(sickness benefit)がある。

(1) 退職年金

少なくとも3年間年金点数を積み立てた者は67歳になった月から退職年金の受給権がある。

67歳を過ぎてから受給申請すれば、受給額は受給を延ばした月の分だけ(但し70歳まで)0.6%増加する。

また、申請すれば67歳以前に受給できる。もっとも63歳にはなっていないなければならない。この場合の支給額は67歳になるまでのすべての月に対して0.6%ずつ減額される。

完全な退職年金の受給額は最も収入の多かった15年間における年金有資格収入の平均年額の60%となる。

(2) 障害年金

障害年金は次のすべての条件があれば支給される。

ア 労働能力が少なくとも半減した状態が永久に続くこと。

イ 年金点数を少なくとも3年間積みたてていること。

ウ 被保険者が67歳未満かまたは基本年金制度の老齢年金を受給していないこと。

年金額は基本年金制度の早期退職年金の対象者である障害者と同じ条件で、全額、その半、またはその1/3となる。

完全な受給額(全額)は、退職年金の受給者が67歳になったとき受給する退職年金の受給

額と同額である。

(3) 遺族年金

この年金には、寡婦年金と児童年金があり、次の一般条件

○ 被保険者が死亡当時、国民補足年金制度の退職年金又は障害年金を受給していた場合

○ 被保険者が死亡はしないが完全に労働能力を喪失したとしたら、障害年金の受給権を得たであろう場合

のいずれかを満足し、かつ次に述べる「ア、寡婦年金」と「イ、児童年金」のそれぞれの個別条件を満たした場合に、両年金は受給できる。

ア 寡婦年金

個別条件としては次の条件のいずれか1つを満足すればよい。

○ 死亡者たる夫の婚姻時の年齢が60歳未満で、少なくとも5年間婚姻生活を続けていた場合

○ 夫の死亡時に子どもがいる場合

寡婦が再婚すると受給権を喪失するが、再婚して5年以内に婚姻を解消すれば再び受給権を生ずる。

受給額は次のとおりである。

(ア) 寡婦に子どもがいない場合、死亡した

夫が死亡時に受給していた退職年金または障害年金の40%

(イ) 寡婦の子どもに児童年金が支給されている場合、(ア)にいう退職年金または障害年金の35%

イ 児童年金

個別条件は被保険者の子どもの年齢が19歳未満であることである。

受給額は次のとおりである。

(ア) 児童に全く両親がない場合、被保険者が死亡時に受給していた退職年金または障害年金の40%

(イ) 児童の母親が寡婦年金を受給している場合、(ア)にいう退職年金または障害年金の15%

いずれの場合でも児童が2人以上いるときは、第2子からは1人増すごとに10%増える。例えば寡婦に3人の児童がある場合は、寡婦年金と児童年金の合算額は、被保険者の死亡時に受給していた年金額の $35+15+10+10=70\%$ となる。

また、両親が共にいない児童(兄弟)が3人いる場合は、被保険者の死亡時に受給していた年金額の $40+10+10=60\%$ となる。

スウェーデンよりの便り

(1) 当地の選挙予想は、誰にきいてもシーソーのような格好をして5分5分だと答えています。

60年代の大学拡充が、その後大学卒に与える充分な仕事によって伴われず、大学生の失業や臨時肉体労働に廻される者も少なくないので、インテリの社会党に批判的な票が多いようです。

(9月7日付高須日大教授のお便りより拝借)

(2) スウェーデンへ来てから一月近くたってしまいました。総選挙を控え、また国王の重態というスウェーデンにとって大変な事件が発生し、国中が悲しみと重苦しい空気につつまれています。

いくつかスウェーデンの経済的な話題をひろって皆様に紹介したいと思います。

まず一年ぶりにスウェーデンに来てみて、若干意外な結果を示しているのに驚きました。それは

ヨーロッパ中がインフレ(とくに通貨不安と農産物価格の上昇による)に悩んでいるなかで、スウェーデンの物価が落付いていることです。これはSAFのFaxénによれば農業政策の成果だそうです。

しかし、VOLVOのような輸出産業が好調で、利益率も上昇し、アメリカに工場を建設する例もふえているなど、経済の基礎はやはり固まっているようです。

9月14日ストックホルムにて 永山泰彦
(東海大学講師)



スウェーデンEECおよび石炭・鉄鋼 共同体との自由貿易協定を批准

スウェーデンのヨーロッパ共同体（EECおよび石炭・鉄鋼共同体）との協定が昨年12月12日議会において298対15の投票で批准された。反対投票の15票はすべて共産党によって投じられた。

この協定は1972年7月22日に調印され、1973年1月1日に発効した。この協定によると当事国間の貿易関税は過渡期間にはだんだんと廃止し、1977年の7月1日までに完全廃止に持ち込む予定である。

しかし特別規定がある財には適用され、スウェーデンに関しては、EEC関税排除の過渡期間は、特殊鋼は1980年まで、製紙・紙製品は1984年まで延長されることになった。

1973年1月1日でEFTAを離れるEEC新メンバー（デンマーク、イギリス）に関しては、EFTAで得ている現在の自由貿易は今のまま継続することになっているが、しかし、過渡期間のある限られた期間スウェーデンの紙の輸出に対するある状況のもとでは、関税が導入されるであろう。

石炭・鉄鋼共同体の製品に関しては、関税削減などに関する規定に加えて、鉄鋼に対する共同体の価格制度もまた、スウェーデンに適用されるであろう。

インドの工業化に援助

スウェーデンは最近締結された協定により、1973年～76年に総額1億8,000万クローナ（17億円）の援助をインドに供与することになった。これは主としてインドの工業化にあてられることになる。

うち7,000万クローナは無利子の貸付、2,500万クローナは技術援助、残り8,500万クローナはスウェーデン製品の購入に当てられる。

5月の貿易収支黒字

10億クローナを突破

スウェーデンの5月期の外国貿易は、輸出が49億4,000万クローナ（3,211億円）、輸入が39億3,100万クローナ（2,555億円）と、10億9,000万クローナ（655億8,500万円）の黒字を記録した。（中央統計局予備統計）

一カ月の貿易収支の黒字が10億クローナ（650

億円）の水準を超えたのはこれが初めてのことである。

この記録の黒字で、1973年1月～5月の累積黒字は32億4,800万クローナ（2,111億2,000万円）となり、昨年同期の4億4,600万クローナ（289億9,000万円）を大きく上まわった。

1973年1月～5月の輸出は昨年同期に比べ31%の増加で212億5,400万クローナ（1兆4,010億1,000万円）、輸入は15%上昇し180億600万クローナ（1兆1,703億9,000万円）であった。

都市人口の半分に

生物学的浄化装置

国立環境保護委員会の公表によると、現在スウェーデンで稼働している化学的及び生化学的浄化プラントの総数は369で、今年のはじめに比べ69%の増加となっている。

わずか6カ月間で、これらプラントを利用する人口は77万5,000人増え、170万人となった。

スウェーデンの都市人口は670万人で、総人口の80%を占めている。このうち300万が生物学的処理プラントの対象となっており、250万が化学的または生化学的処理プラントの対象である。今年に入ってから処理能力の増大は主として化学処理タイプのものによるもので、このタイプの処理プラントを利用しているのは都市人口の3分の1以上となっている。

70万人がスラリーを利用した分離プラントを利用しているが、38万人は浄化処理施設を全く使っていない。

スウェーデン総人口の

5%は外国人

外国国籍でスウェーデンに居住するものの数は、1972年に9,900人の減少を見せ、総計40万6,700人となった（中央統計局発表）。スウェーデンに生活する人間の20人に1人は外国人ということになる。

内訳をみると、フィンランドが19万7,000人と群を抜き、2位がユーゴスラビア人の4万700人、次いでデンマーク人（29,300人）、ノルウェー人（26,700人）、ドイツ人（19,000人）となっている。

外国人居住者の平均年齢はスウェーデン人に比べ著しく若い。34%ほどは18歳以下であり、18歳～44歳の者が54%を占めている。

スウェーデンの労働者総数

16~74歳の人口の3分の2に

6月の総労働人口は369万人と、16歳~74歳の人口の3分の2に達した。(中央統計局調べ)。

うち235万が男性、162万が女性で性別人口のそれぞれ79.5%、54.8%となっている。

1967年のこれに相当する数字を見ると、男が82.4%、女が49.1%であった。以来、このバランスにわずかではあるが明瞭な変化が認められる。

小規模な変動はあったものの、女性労働力の上昇傾向と、男性労働力の下降傾向はこの7年間一貫して続いている。

瑞・仏共同で超小型救助

潜水艇を計画

『スウェーデン・ナウ (Sweden Now)』誌によれば、スウェーデンの造船会社コックムス社(Kockums)はフランスのコメックス社(Comex)と共同で、460メートルまで潜水し、25人の人員を救助できる超小型救助潜水艇を開発中である。

長さ13.5メートル、50排水トンのこの救助艇の建造費はわずか250万ドルで、アメリカ製の複雑な機種に比べ、はるかに安上りである。

艇はトレーラーで最寄りの海岸まで運ぶことができ、事故現場の海面までは10ノットの速度で曳航できる。乗組員は2名で、2名分の潜水具を備

えている。

遭難艦の位置を知るための水中探知機と、遭難艦の脱出口に接続する特別のすそ状装置が備えられ、この装置は遭難艦が45度傾いても作動可能である。救助艇内の圧力は、潜函病を防ぐために調節できるようになっている。

2社はこの新型艇を1976年までに完成する見込みで、これを商業的に応用する計画も進められている。

騒音を20デシベル減らす

新型杭打ち機

ストックホルムのStabilator社は、最近新型の杭打ち機を市場に送り出した。これは従来のディーゼル・ハンマー型のものより20db低い音量で作業することができる。

圧搾空気で動く、この機械は、1分間に200回まで杭打ちハンマーを作動することができる。

Stabilator社はまた、杭打ち作業の自動制御装置も開発した。作業員はボタンを押すだけで、ハンマーの落ちる高さを望みどおり調整できる。これにより、作業員はハンマーを調整する面倒な手足の動作から解放される。

装置は電子制御なので、ハンマーは一度調整すれば、常に一定の高さから落すことができ、これは作業の仕上げ段階には非常に有利な点となっている。

「ラテン・アメリカの研究」

定価2000円

監修 西村光夫

発行所 財団法人 世界経済調査会

東京都港区南青山7-2-1 青康ビル7階

TEL 03-400-1671

「新しい自由社会の展望」

定価2005円

—木内信胤先生古稀記念論文集—

西村光夫

編

西山千明

発行所 ダイヤモンド社

東京都千代田区霞ヶ関1-4-2

TEL 03-504-6515

或る高校生よりの質問

最近、都内の一高校生より下記の事項についての質問状が寄せられた。余程日数をかけて勉強した結果と思われるが、とにかく日本人から見たスウェーデンの問題点を一部に疑問はあるにしても実によく指摘しえたと考えるので、皆様にご披露させていただきます。

- (1) スウェーデンでは経済面では資本主義、政治面では社会主義政策をとっているようですが、なぜですか。
- (2) 二院制の様ですが内閣は、責任内閣制と議院内閣制のどちらですか。
- (3) 万が一大臣の1人が不祥事を起こした場合、内閣はどんな措置をとりますか。
- (4) 日本では公害々々といわれていますが、スウェーデンの公害はどの程度のものでしょうか。
- (5) 何か問題が起きた時、政府と企業はすぐにその問題に取り組んで解決の方向にもっていくとききましたが、本当でしょうか。日本では信じられないので。
- (6) 最近、スウェーデンも工業化が進み農業離職者が多いとききましたが、どの程度ですか。
- (7) Sweden政府は、市民の意見をどんな形でとり入れていますか。
- (8) 政党と企業のやりとりがスウェーデンではありますか。例えば献金をもらうとか、便ぎを図るとか。
- (9) スウェーデン人とはどんな国民ですか。
- (10) 日本人はスウェーデンと聞くと、ポルノ、フリーセックスなどをすぐに連想しますが、スウェーデン当地でも氾らんしているのですか。
- (11) スウェーデンの家庭では、どんなしつけをしていますか。
- (12) 高校生の男女交際について大人たちは、どんな目で見えていますか。
- (13) スウェーデンでも性教育に関し賛否の意見があるようですが、性教育を実施して効果があがっているのでしょうか。
- (14) 高校生の男女交際について親は一般的にどんな考えをもって見守っているのですか。
- (15) 日本では6.3.3.4制の教育制度(高、大を含)ですが、スウェーデンの教育制度について教えてください。
- (16) 上級学校に進学するとき学生は熱心に受験勉強をしますか。
- (17) 政府は、子供が国にとってどれほどの役割を果たすと見ているか。たとえば、北朝鮮は子供は国の宝などといっていますが。
- (18) スウェーデンには現在何種類ぐらい福祉制度が完備されていますか。名称だけを教えてください。
- (19) 貧富の差が少ないときいていますが、どれほどの格差があるのですか。又貧困者と富裕者の待遇について教えてください。
- (20) 日本では未婚の母ブームで困っていますが、スウェーデンの現状と処置、待遇そして政府筋の考え方を少し。
- (21) 未婚の母に対し、世間一般の人はどんな目で見ているのでしょうか。
- (22) スウェーデンでは養護施設の子供に対し、どんな処置をし、どれほど待遇をし、また世間の人たちはどんな目でこの子供たちをみているのですか。
- (23) 日本では身体障害者のかんごふさんが足りなくて、困っていますが、スウェーデン政府はどんな対策を立てていますか。
- (24) 国防について、スウェーデン政府は年度予算のどれくらいをあてているのですか。又、規模はどれくらいですか。又、日本の4次防みたいにスウェーデンも拡大していくのですか。
- (25) 国民は国防というものにどんな考えをもっていますか。
- (26) 福祉制度が発達しすぎたために若者は働かない者がふえてるとききましたが現状は。
- (27) 最近、スウェーデンは税金が高すぎて貯金ができないといって外国に移住する人がいるとききましたが現状は。
- (28) 20歳以下の犯罪について。スウェーデンもマリファナや、覚せい剤などがしんとうしつつあるとウワサにきいていますが実情は。
- (29) 日本では犯罪が低年化していますがスウェーデンでは。
- (30) 犯罪者は裁判にかけられると思いますが、どんな施設に入れられ、どんな待遇、又社会に復帰したときの世間の人々の態度などを教えてください。
- (31) スウェーデンでは死刑はあるのですか。

活動メモ

Activities

- 5.26 第39回老人問題研究会開催、発表者 中央大学教授丸尾直美氏「社会保障の長期計画」—日本の福祉改革の拠点をさぐる。
- 5.26 月例総合委員会が開催され、日瑞共同研究および次回研究会の開催などの手順につき審議を行った。
- 6.4 ストックホルム工科大学主任教授ベンクト・ローンビイ博士の「最近の科学技術と近代社会」と題し、廃棄物処理や都市火災対策を中心とした講演会が、経団連会館で開催された。
- 6.5 西村所長が当面問題につき大平理事長と面談した。
- 6.5 田中於菟弥早稲田大学教授の「印度文化と日本文化」と題した講演会が、六本木の国際文化会館で開催され、ヘックシャー・スウェーデン大使ほか、スウェーデン側多数の出席があった。
- 6.12 スウェーデン大使館報道・情報担当官マーティン・ハルクヴィスト氏に当研究所の今後の事業計画を説明した。
研究所月報第5号を発行した。
- 6.23 月例総合委員会が開かれ、今秋刊行予定の至誠堂出版「豊かであること条件」(仮題)の論文作成、講演会計画などにつき打合せが行われた。
日瑞共同研究のメンバーの発表会として、日本大学教授内藤英憲氏の「消費者協同組合と小規模企業の日瑞比較」をテーマとする講演が行われた。
- 7.4 小野寺信顧問と同夫人百合子評議員共訳「恋愛と結婚」上下巻(岩波文庫発行)の出版祝賀会が、六本木の国際文化会館で開催された。
- 7.18 研究所月報第6号を発行した。
- 7.19 日瑞共同研究のメンバーの発表会として、日本大学教授高須裕三氏の「日瑞両国福祉の社会経済的背景」と題する講演が行われた。
- 7.21 第31回老人問題研究会として、東海大学専任講師永山泰彦氏の「スウェーデンの老人住宅について」と題する講演が行われた。
- 7.23 明年開催の計画の「日本とスウェーデンの経済成長と福祉に関する共同研究シンポジウム」の構想に関し、サンケイ新聞社編集委員笹川武男氏との打合せが行われた。

- 7.24 日本万国博覧会協会より、日瑞基金に対し、補助金交付決定の通知があった。
- 7.30 大使館報道・情報担当官マーティン・ハルクヴィスト氏夫妻との懇談会が開催された。
- 7.31 月例総合委員会が開催され、青少年問題研究会開催の手順および今夏スウェーデンに視察出張する高須日本大学教授、丸尾中央大学教授、菊池立正女子大学教授および永山東海大学講師の帰国後の報告会開催予定などにつき打合せが行われた。
- 8.7 山形放送の佐藤充彦東京支社連絡主任が、スウェーデンの老人教育放送状況視察の準備のため来所された。
- 8.7 世界教育連盟のドクターヘルマンソン女史が来所された。
- 8.9 産業経済研究会として、小野寺信研究所顧問の「国防と社会福祉の財政的関連に関する日本とスウェーデンの比較」と題する講演が行われた。
- 8.11 研究所月報第7号を発行した。
- 8.17 厚生省より本年度の厚生科学研究補助金交付内定の通知があった。
- 8.23 「日瑞の経済成長と福祉に関する比較共同研究シンポジウム」開催案につき、第2回の会合が、斉木国際交流基金専務理事および加藤寛慶応義塾大学教授を迎えて行われた。
- 8.29 昭和48年度社団法人日瑞基金臨時会員総会および理事会が、経団連会館で開かれ、今後の事業計画および予算について審議が行われた。
- 8.31 厚生省へ本年度厚生科学研究補助金交付申請書を提出した。

